

労働運動委員会ニュース

No. 235 2019年10月18日

発行責任者 宮川 敏一
 東京都千代田区神田神保町 2-10 三辰工業ビル 3階
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 6380-9963
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

新社会党 労働運動委員会第24回全国総会 ユニオン党員協第11回総会

11月16日(14時)～17日(12時)

ユニオン党員協 11月16日 11時30～13時30分

会場：神田神保町区民館

交流会：中華飯店「酔仙」

宿泊：韓国YMCA

雇用者数の推移 総務省統計局

| | 雇用者数 | 正規雇用 | 非正規雇用 |
|---------|-------|-------|-------|
| 2017年1月 | 5,793 | 3,407 | 2,047 |
| 2月 | 5,754 | 3,397 | 2,005 |
| 3月 | 5,728 | 3,376 | 1,998 |
| 4月 | 5,757 | 3,400 | 2,004 |
| 5月 | 5,795 | 3,437 | 2,003 |
| 6月 | 5,848 | 3,457 | 2,046 |
| 7月 | 5,839 | 3,429 | 2,068 |
| 8月 | 5,840 | 3,421 | 2,054 |
| 9月 | 5,866 | 3,483 | 2,028 |
| 10月 | 5,877 | 3,485 | 2,041 |
| 11月 | 5,865 | 3,456 | 2,061 |
| 12月 | 5,873 | 3,441 | 2,081 |
| 2018年1月 | 5,880 | 3,447 | 2,119 |
| 2月 | 5,876 | 3,430 | 2,120 |
| 3月 | 5,872 | 3,417 | 2,111 |
| 4月 | 5,916 | 3,467 | 2,104 |
| 5月 | 5,931 | 3,511 | 2,079 |
| 6月 | 5,940 | 3,501 | 2,102 |
| 7月 | 5,953 | 3,522 | 2,103 |
| 8月 | 5,953 | 3,515 | 2,108 |
| 9月 | 5,966 | 3,490 | 2,143 |
| 10月 | 5,996 | 3,522 | 2,156 |
| 11月 | 5,983 | 3,512 | 2,142 |
| 12月 | 5,963 | 3,478 | 2,152 |
| 2019年1月 | 5,953 | 3,474 | 2,154 |
| 2月 | 5,962 | 3,486 | 2,157 |
| 3月 | 5,949 | 3,439 | 2,176 |
| 4月 | 5,959 | 3,500 | 2,116 |
| 5月 | 5,993 | 3,535 | 2,106 |
| 6月 | 6,023 | 3,531 | 2,148 |
| 7月 | 6,034 | 3,526 | 2,174 |
| 8月 | 6,025 | 3,497 | 2,190 |

民間平均給与の推移



| 2018年 | |
|-------|---------|
| 男性 | 545.0万円 |
| 女性 | 293.1万円 |
| 正規 | 503.5万円 |
| 非正規 | 179.0万円 |

出典：時事通信（国税庁調べ）

大企業に富が、労働者に貧困が
G7で日本は最低の賃金水準
 民間企業で働く労働者やパート労働者が18年の1年間に得た平均賃金は、前年比2・0%増の440万7000円になったなどと国税庁から発表された。しかし、実質賃金は下降を続け、生活実態の苦しさは増している。

数字的（上部グラフ）には、08年9月のリーマン・ショック前の水準に回復したように見えるが、物価高、増税、社会保障費などの高騰が続き、実質賃金の目減りは加速している。
 男女別では、男性545万円、女性293万円1000円。雇用形態別に見ると、役員を除く正規社員が503万5000円、非正規が179万円、分類を始めた12年以降、賃金格差（本紙が集約した左記の表を参照）は一貫して広がっている。
 1年を通じて勤務した人は

過去最多の5026万人（うち女性2081万人）。正規社員は1・0%増の3322万人、非正規は3・0%増の1167万人だった。所得税の配偶者控除を受けた人は、税制改正で適用要件が見直されたため、907万人と4・5%減少。一方、配偶者特別控除は135万人と10・0%増えた。調査は国内約2万1000事業所の約33万人を抽出し、全体を推計した。平均給与は97年の467万3000円をピークに減少傾向にあったが、13年から上昇に転じている。しかし、労働者の生活は向上したかと言えど否である。
 大企業の18年度の内部留保は449兆円まで伸び続ける。その裏に搾取の強化が進んでいる。G7のうち日本だけ「賃下げ」が続いている。00年を100とすると賃金水準がマイナスなのは日本だけ。

「雇い止め」講師が逆転勝訴 シェーン英会話教室、東京高裁

首都圏中心に語学教室を展開する「シェーン英会話」の講師を務めていた英国籍のアダム・クリーブさん(47)が、違法な雇い止めに遭ったとして、運営会社に雇用継続などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は10月9日、請求を棄却した一審判決を取り消し、講師としての地位を認め、未払い分の給与の支払いも命じた。

クリーブさんが、有給休暇を取得したところ欠勤扱いとされ、雇い止めされたと訴えたのに対し、会社側は無許可の欠勤で、勤務態度も良くなかったと反論していた。一審東京地裁判決は会社側の主張を認めたが、高裁の村上正敏裁判長は「正当な理由のない欠勤とは言えない」と指摘した。一審を覆して二審で勝訴

したことは画期的な勝利とも言える。労働契約法18条、20条裁判で多くが敗訴を続けているとき朗報となる判決だ。日通の雇い止めで裁判を闘っている「ユニオン

富士タクシーは解雇を撤回せよ

茨城ユニオンニュースより

龍ヶ崎市の富士タクシーの経営者が、これまで真

えつとお互いさま」の齊藤靖隆委員長は「価値ある勝訴だ。

企業の不当な解雇を歯止めになる裁判になったと思う」と賞賛した。シェーンの雇い止め勝訴は、今後の労働裁判の糧になる。

面目に働いてきた運転手全員を突然解雇。原因は、関東運輸局の監査で、運行管理者としての違反の事実が確認され、運行管理者資格証の返納処分を受けたことです。経営者の違反行為のツケを、労働者に責任転嫁し、運転手全員に首切りを平然と通告してきたのです。運行管理者の不在を理由に、会社継続を不可能としていますが、組合側が運行管理者の紹介を申し入れたにもかかわらず、



経営側は拒否しています。何が何でも会社の経営継続不能という状況を作り出し、組合員である運転手全員の解雇を強行しようとしているのです。このような不当労働行為は断じて許されません。

JAL闘争で本社前アピール行動

10年12月31日に165名

9月24日から始まった本

が不当に解雇された。間もなく9年を迎える。この間、解雇された、パオロット、客室乗務員は職場復帰をあきらめず全国に広がる33の支援共闘組織と共に、JAL本社に訴え続けてきた。

社前アピール行動は4週目を迎えている。10月11日の東京総行動では、JAL本社が最終地点となり、総務省から出発した総行動部隊200人が本社前に集結した。(訴える青柳中部全労協議長/写真)。



真)。本社前アピール行動は本社スカイウォークで12時から行われている。アピール行動は12月9日の本社大包围行動まで続く。